

夢のある、元気のある土浦



Tsuchiura Public Relations

中旬号/No.1315

ピックアップ たちうら

マル福関連の手続きが自宅などからできるようになりました

問 国保年金課 (☎826-1111 内線2316)



4月から、医療福祉費受給者証(マル福)関連の手続きが、郵送や電子申請でいつでもできるようになりました。ぜひご利用ください。

手続きの方法など、詳しくはホームページをご確認ください。

※電子申請は、いばらき電子申請・届出サービスを使用しています。申請時に入力したデータは、暗号化されて送信されます。

申請方法	申請可能な手続き
郵送申請	マル福関連の手続きすべて
電子申請	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証の再交付 受給資格などの変更届 健康保険証内容の変更 受給者証登録口座の変更

4月から国民健康保険税の賦課方式が変更になりました

問 国保年金課 (☎826-1111 内線2296)

茨城県国民健康保険運営方針の一部改定により、1世帯ごとに賦課されていた「平等割」が廃止となりました。今後は、所得に対して賦課される「所得割」と、被保険者1人あたりに賦課される「均等割」により国民健康保険税額が決定します。

<本市独自の負担軽減措置>

賦課方式の変更による国民健康保険加入者の負担の増加を軽減するため、本市では、以下のとおり負担軽減措置を行います。

- 令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響などの社会情勢を考慮し、市の基金から3億円の繰り入れを行うことで、国民健康保険税額を抑制します。
- 子育て世帯の負担軽減のため、令和4年度から国で制度化された未就学児の均等割5割軽減に加えて、市の基金の活用により、7歳から18歳(高校生相当)までの均等割についても、5割軽減します。

【変更前】令和3年度の賦課方式

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(40~64歳)
所得割	7.26%	2.36%	2.04%
均等割	22,800円	7,600円	9,100円
平等割	28,300円	9,500円	6,400円
限度額	630,000円	190,000円	170,000円



【変更後】令和4年度の賦課方式

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(40~64歳)
所得割	7.26%	2.36%	2.04%
均等割	28,000円	9,000円	10,000円
平等割	廃止	廃止	廃止
限度額	650,000円	200,000円	170,000円

※地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行にともない、課税限度額が引き上げとなりました。